京都市建設局所管の都市公園におけるドローン等の飛行に関する許可基準

公園におけるドローンやラジコン機等の小型無人機(航空の用に供することができる機器であって、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。以下「ドローン等」という。)の飛行は、落下や衝突により公園利用者等の安全を脅かし、また、プロペラの騒音やドローン等での撮影によるプライバシーの侵害により、近隣住民に被害を及ぼす場合がある等、京都市都市公園条例(以下「条例」という。)第5条第10号の「公園の利用及び管理に支障がある行為」に該当するおそれがある。

一方で、ドローン等は、近年、様々な分野で活用されていることから、公園においても、公益性が高いものや公園の利用促進につながるものについては、一定の要件を満たし、安全性が確認できる場合、飛行を認めることができるものとする。

ついては、京都市建設局所管の都市公園におけるドローン等の飛行について、 下記のとおり許可基準を定める。

記

1 許可対象

公園内におけるドローン等の飛行は、通常の公園利用に大きな支障が生じない範囲で、以下のものに限り認めることができる。

- (1) 業として行う写真撮影又は映画撮影のうち、以下に該当するもの
 - ア 学術・調査目的のもの
 - イ 報道機関がニュース取材等のために行うもの
 - ウ 上記のほか、CM・映画撮影等、本市の公園の利用促進につながると判断できるもの
- (2) 行為許可の対象となる興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し(以下「催し」という。)に付随するもの

2 許可条件

- (1) 航空法の許可又は承認を得ていること。
- (2) 公園利用者の安全を確保するため、以下の対策を講じていること。
 - ア 国の定める基準に基づき、安全対策を講じていること。
 - イ ドローンの飛行区域(離発着場からの移動飛行も含む。)は、カラーコーンやロープ等で囲ったうえで、人が立ち入らないよう貼紙等で明示を行うとともに、必要に応じて監視員を配置し、公園利用者の上空を飛行させないこと。
 - ウ イに加え、国の基準により立入禁止区域を設ける必要がある場合(催し場所上空で飛行させる場合等)は、当該立入禁止区域も含めて、イと同様の対応を行うこと。
 - エ 事故等が発生した場合は、許可を受けた者の責任において対応できるよう、保険への加入等、必要な措置を講じていること。
 - オ 近隣住民等に対し、必要に応じて飛行に係る事前説明等を行うこと。

- カ ドローンの飛行区域、離発着場の設置箇所及びドローンの飛行時間については、通常の公園利用に大きな支障が生じないことを前提に、ドローンの飛行の目的に必要な最小限の範囲とし、公園管理者との協議により決定すること。
- キ その他、公園管理者が指示した事項に従うこと。

3 使用料の取扱い

ドローン等の飛行に関する使用料の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 業として行う写真撮影又は映画撮影で飛行させる場合 ドローン等の飛行時間(準備等公園内での作業時間を含む。)に応じ、京 都市都市公園条例施行規則(以下「規則」という。)別表第1中、「業として 行う写真撮影」若しくは「業として行う映画撮影」による使用料を徴収する。
- (2) 催しに付随して飛行させる場合(催しの撮影を行う場合を含む。) 当該催しで使用する区域及びドローンを飛行させるために必要な区域等、 独占的に使用する区域について、規則別表第1中、「興行、競技会、集会、 展示会、博覧会その他これらに類する催し」の使用料を徴収する。ただし、 当該催しで使用する区域とドローン等を飛行させるために必要な区域等が 重複する場合においては、いずれかの区域についてのみ、使用料を徴収する (重複する区域において、使用料の二重徴収は行わない。)。

4 その他

- (1) 航空法の許可又は承認が不要な飛行については、上記 2(2)に準じた対策等を講じていることが確認できる場合に限り、許可を行うことができる。
- (2) 大規模な事故や災害が発生した場合等、緊急時における飛行で、本市が特別に認める場合は、この許可基準の限りではない。

附則

1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、令和3年12月28日から施行する。